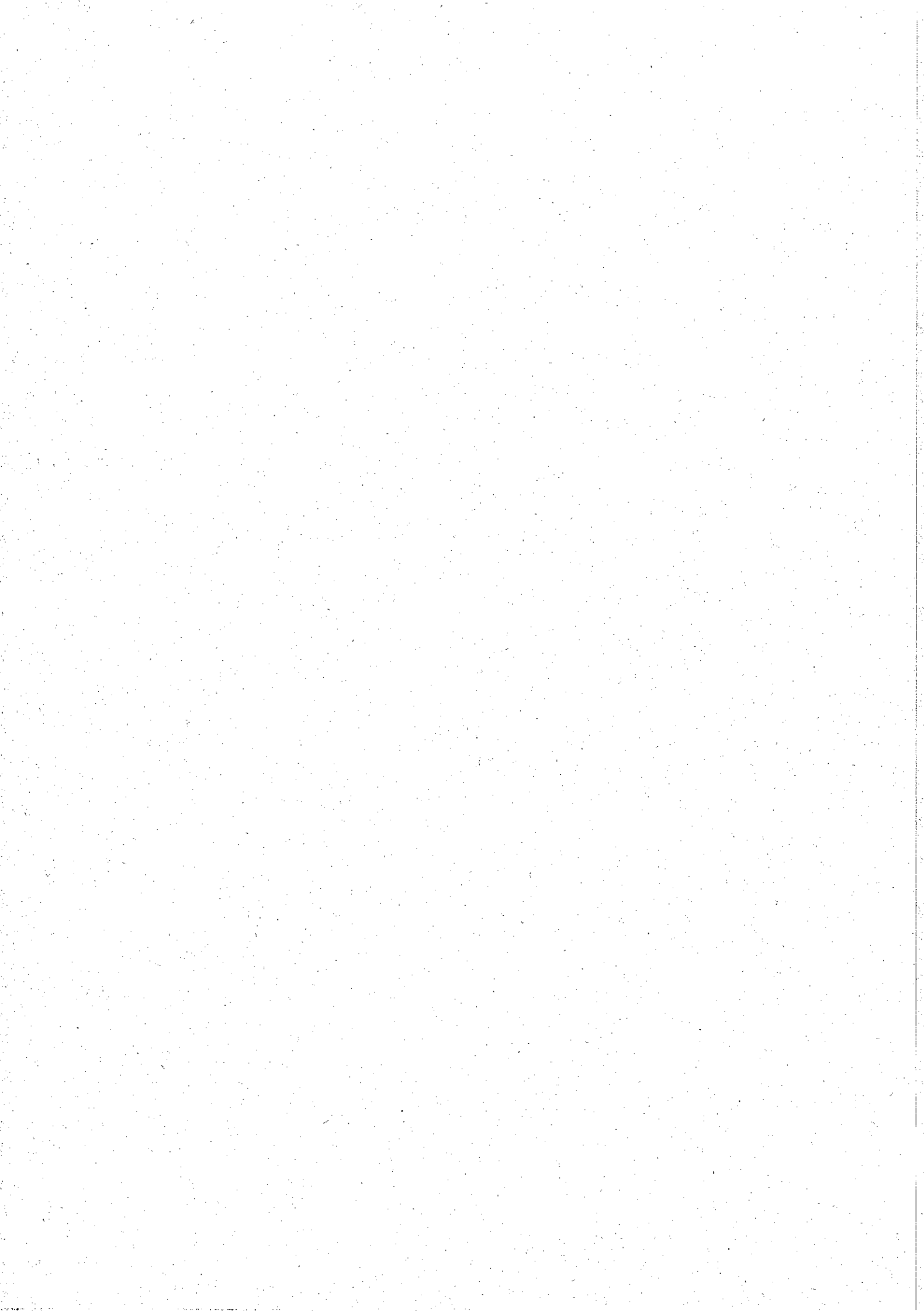


# I 総合計画の進行管理について



# 総合計画の進行管理について

## 1 進行管理の考え方

総合計画の着実な推進を図ることを目的として、施策の取組状況に関する評価を行うとともに、評価結果を次年度の事業構築に効果的に活用するという考え方によって進行管理を行う。

## 2 進行管理の特長

- (1) 施策中心の評価
- (2) 総合計画の進行管理と評価の一体化
- (3) 評価結果の効果的活用

## 3 進行管理の対象

総合計画の第4章「政策分野別の重点施策」に掲げる 22 施策及び第5章「地域別の重点施策」に掲げる 90 施策を対象とする。

## 4 進行管理のスケジュール

「総合計画の進行管理のスケジュール（平成 22 年度）」（別紙）のとおり。

## 5 次年度事業の構築等

各部局は、評価結果及び総合計画審議会の意見を踏まえ、部局間の連携を図りながら、次年度に向けた新規事業の構築や既存事業の改善・見直しなど、効果的な事業構築を行う。

特に、総合計画の第6章に掲げる重点プログラムに関する取組みについては、部局横断的な組織を設置し、重点プログラムの推進に資する事業の構築に繋げていく。

## 6 進行管理結果の公表

進行管理の結果については、分かりやすく取りまとめ、広く県民に公表するとともに、県議会に対しても報告する。

(別紙)

総合計画の進行管理のスケジュール (平成22年度)

